

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

豚熱の発生に伴う疫学調査において、農場敷地内で家畜の死体を堆肥化していた事例が複数確認されています。

死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘い込み、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域内へ侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。

なお、家畜の飼養者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。

◎死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。

◎子豚であっても埋却してはいけません。

◎定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

☞ 家畜が死亡したら、必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》

- ・動物の死体は産業廃棄物にあたります。【第二条】
- ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。【第三条】
- ・これら廃棄物を、みだりに捨てることは禁止されています。【第十六条】

《化製場等に関する法律》

死亡獣畜の解体、埋却または焼却を、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行うことは禁止されています。【第二条】

毎月一日は
一斉消毒の日

家畜の様子がおかしいと思ったら、
お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090
※必ず5回以上コールしてください

一斉消毒の日チェック表



年月日:令和 年 月 日

農場名:

住所:

チェック	番号	項目	内容
<input type="checkbox"/>	1	出入車両 消毒確認	飼料運搬・動物薬販売・診療獣医師などの出入り車両の消毒を確認します。
<input type="checkbox"/>	2	立入者 衣服交換	畜舎等衛生管理区域に立ち入る獣医師・袋飼料配送業者などの専用衣服への着替えを確認します。
<input type="checkbox"/>	3	消石灰 散布	農場入口に石灰帯(全体的に白くなるよう散布)を作ります。
<input type="checkbox"/>	4	踏込み消毒 槽点検	畜舎・事務所入口の踏込み消毒槽を点検し、消毒薬を確認します。
<input type="checkbox"/>	5	畜舎消毒	空の豚房、通路などを清掃し、動力噴霧器で洗浄・消毒します。
<input type="checkbox"/>	6	整理・清掃	畜舎周囲の不要品の片付け、除草を行います。
<input type="checkbox"/>	7	チェック表 送付	このチェック表を家畜保健衛生所に送付します。

その他コメント・連絡など

連絡先: 中央家畜保健衛生所

FAX: 043-286-0090

TEL: 043-250-4141

※FAXをお持ちでない方は電話連絡でもかまいません。